

2007年10月31日
20:43

国際法における人権の保障

歴史

第二次世界大戦以前—国内法の問題、外国人の取扱としての問題

国連と人権

連合国の戦争目的：人権と基本的自由の尊重

国連憲章の規定 例) 1条3項

第1条〔目的〕

国際連合の目的は、次の通りである。

- 3 経済的、社会的、文化的又は人道的性質を有する国際問題を解決することについて、並びに人種、性、言語又は宗教による差別なくすべての者のために人権及び基本的自由を尊重するように助長奨励することについて、国際協力を達成すること。

国連人権委員会 (Commission on Human Rights) → 「人権理事会」

1948年世界人権宣言 (国連総会決議)

国連による人権基準の設定および実施

すべての人権条約で行われる。

各国際人権条約の履行確保制度

① 国家報告制度 / ② 国家通報制度 / 個人通報制度

以下順に話してゆく。

① 「国家報告制度」は、締結国が定期的に委員会に報告をするものである。

わかりやすく言うと、こんな感じ。

国家報告制度

この制度は、三種類のなかで一番緩やかな遵守制度といわれます。多くの人権条約は、その条約において締約国の委員で構成される委員会(条約機関)を設置しています。その人権条約に加盟している国家は、人権条約上の義務として、委員会に対してその人権条約が規定している人権の保障の国内社会での進捗(しんちよく)状況を報告しなければなりません。委員会は、その報告書を審査するのです。そして、個々の国に対する勧告、最終見解を含む審査の内容を国連の諸機関を通じて公表します。この制度を採用している人権条約は、社会権規約、自由権規約、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(人種差別撤廃条約)、拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取り扱い又は刑罰に関する条約(拷問禁止条約)、女子差別撤廃条約などがあります。

その例が以下である。

① 1965年人種差別撤廃条約

締約国の義務(2条)：いかなる個人、集団又は団体による人種差別も禁止し、終了させる

人種差別撤廃委員会 8条

第8条

1 締約国により締約国の国民の中から選出される徳望が高く、かつ、公平と認められる18人の専門家で構成する人種差別の撤廃に関する委員会(以下「委員会」という。)を設置する。委員会の委員は、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。

人権の補償は基本的に国内でなされる。ダメな場合に国際レベルで対処される。

② 「国家通報制度」は文字通り国家が通報するという制度。日本で言う、「110番」みたいな感じ。つまり、警察に通報するようなイメージらしい。しかし、問題もある。通報される方はされるのが嫌だし、通報する方も、これが外交問題に発展してしまうことを危惧して嫌がってしまうのだ。なのでこの方法がとられることはなかなかないといえる。

わかりやすく言うと、

国家通報制度

この制度は、人権条約の締約国が、同じくその人権条約の他の締約国がその人権条約に違反していることを、条約が設置した委員会に通報し、この委員会がその通報を検討する制度です。人権及び基本的自由の保護のための条約（ヨーロッパ人権条約）や人権に関する米州条約（米州人権条約）がこの制度を設けています。また自由権規約も同じような制度を設けていますが、しかし、事前に、通報される締約国は、この自由権規約が設けている規約人権委員会がこのような権限を有することを承認し宣言する必要があります。

その例が以下。

②1966年国際人権規約社会権規約（経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約）

締約国の義務(2条)：漸進的実現義務

国際人権規約社会権規約 第2条（人権実現の義務）

1：この規約の各締約国は、立法措置その他のすべての適当な方法によりこの規約において認められる権利の完全な実現を**漸進的に達成**するため、自国における利用可能な手段を最大限に用いることにより、個々に又は国際的な援助及び協力、特に、経済上及び技術上の援助及び協力を通じて、行動をとることを約束する。

③「個人通報制度」は個人が委員会に申し出るという制度。

わかりやすく言うと、

個人通報制度

人権条約が設置した委員会が、締約国が人権条約の人権を侵害したという個人からの申し立てを受理する制度があります。しかし、この制度も、事前に締約国がこのような権限を委員会が保持するということを承認する必要があります。具体的には、締約国がこの条約の個人通報に関する選択議定書への事前の加盟が必要です。この制度は、三種類の制度のなかでも、もっとも国家に対して条約を遵守させるのに有効的であるために、「牙を持った狼」と言われています。例として、自由権規約の第一選択議定書が有名です。

その例が以下である。

③1966年国際人権規約自由権規約（市民的及び政治的権利に関する国際規約）

締約国の義務(2条)：即時実施義務

国際人権規約自由権規約 第2条2項（人権実現の義務）

この規約の各締約国は、立法措置その他の措置がまだとられていない場合には、この規約において認められる権利を実現するために必要な立法措置その他の措置をとるため、自国の憲法上の手続及びこの規約の規定に従って必要な行動をとることを約束する。

*Broeks 事件（オランダ、自由権規約委員会、1987年4月9日）

どんな事件かという、性別及び既婚か非婚かで給付に区別を設けているオランダの失業給付保険法が国際人権規約自由権規約26条「すべての者は、法律の前に平等であり、いかなる差別もなしに法律による平等の保護を受ける権利を有する。このため、法律は、あらゆる差別を禁止し及び人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位等のいかなる理由による差別に対しても平等のかつ効果的な保護をすべての者に保障する。」に違反していると申立てた個人通報の事件である。

この時の委員会の判断は次のものであった。

「第26条は国家によって規律され保護されるあらゆる分野の法律あるいは措置における差別を禁止する、差別のない法律による平等な保護の原則に由来している。したがって第26条は立法とその適用に関して国家に課された義務に関わるものである。

第26条は国家に対して、例えば社会保障に関する立法を求めるものではないが、国家主権の行使としてそのような法律が採択されたのであれば、それは第26条と両立するものでなければならない。」

というように、

本来社会権規約の範疇に入る問題であっても、差別の観点から自由権規約第26条が適用されることを明らかにした。それがプリント上の「社会権との平等適用」という言葉の意味である。

ちなみに、日本についてであるが、

規約人権委員会（Human Rights Committee）

1966年自由権規約第一選択議定書（規約人権委員会への個人通報制度）…日本は非加盟

1989年自由権規約第二選択議定書（死刑廃止議定書）…日本は非加盟

である。

*二風谷ダム事件（札幌地裁1997年3月27日判決）

北海道日高地方の沙流川流域の二風谷＝アイヌ民族の聖地

ここに国がダムを建設、原告は土地の収用裁決の取消を求めて提訴。

*二風谷ダム事件（札幌地裁 1997 年 3 月 27 日判決）

北海道日高地方の沙流川流域の二風谷＝アイヌ民族の聖地

ここに国がダムを建設、原告は土地の収用裁決の取消を求めて提訴。

ダム建設工事はそのまま進められ 1996 年完成、本件係争地は水没した。

裁判は原告側の実質的勝訴とはいえ、形式的には「敗訴（ダムは撤去しない）」であった。二風谷の土地はアイヌの聖地として認められたものの、二風谷ダムは現在も稼働中である。というのは事情判決といって、現状を追認しつつ今回は違法であったという判決を出したのである。

◎事情判決（じじょうはんけつ）とは、[行政処分](#)や[裁決](#)が違法だった時、[裁判所](#)はこれを取り消すのが原則だが、「取り消すと著しく公益を害する（[公共の福祉](#)に適合しない）事情がある場合」には請求を棄却できるという[行政事件訴訟法](#)上の制度のことである。

判旨：「アイヌ民族は文化の独自性を保持した少数民族としてその文化を享有する権利を自由権規約 27 条で保障されている。憲法 13 条により、アイヌ民族固有の文化を享有する権利を保障されている。」

「憲法 13 条は、...国家が国政において、各個人の人格的価値を承認するという個人主義、民主主義の原理を表明したものである。個人の多様性を前提として、相異なる個人を実質的に尊重し、社会の一場面において弱い立場にある者に対して、強い立場にある者が謙虚にその弱者をいたわり、多様な社会を構成し維持して全体として発展し、幸福を追求しようとしたものにほかならない。このことを支配的多数民族とこれに属しない少数民族との関係においてみると、えてして多数民族は、多数であるが故に少数民族の利益を無視・忘れがちであり、殊にこの利益が多数民族の一般的な価値観から推し量ることが難しい少数民族独自の文化にかかわるときはその傾向は強くなりがちである。少数民族にとって民族固有の文化は、多数民族に同化せず、その民族性を維持する本質的なものであるから、民族固有の文化を享有する権利は、自己の人格的生存に必要な権利ともいえる重要なものであって、多数者が社会的弱者についてその立場を理解し尊重しようとする民主主義の理念にかなうものと考えられる。」

④1979 年女性差別撤廃条約

締約国の義務：法制度の整備に加え、性差別的な慣習の撤廃にまで及ぶ。

日本は 1985 年批准。そのために男女雇用機会均等法や国籍法を改正。

女性差別撤廃委員会 17 条

女性差別撤廃条約 17 条 1 項

この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、[女子に対する差別の撤廃に関する委員会](#)（以下「[委員会](#)」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の際は十八人の、三十五番目の締約国による批准又は加入の後には二十三人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出されるものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。

1999 年選択議定書 個人通報制度…日本は非加盟

事例)「再婚禁止期間違憲訴訟」(最高裁第三小法廷 1995 年 12 月 5 日判決)

民法 733 条 1 項 女は、前婚の解消又は取消しの日から六箇月を経過した後でなければ、再婚をすることができない。

最高裁は「父性推定の重複を回避し、父子関係をめぐり紛争の発生を未然に防ぐ」という立法趣旨の合理性を認めて、これを合憲とした。

しかし…

条約 15 条[法の前の男女平等]、同 16 条[婚姻・家族関係における差別撤廃]違反？という話もある。条文は別に見ても意味なし。

△日本政府の第 4・5 回報告に対する女性差別撤廃委員会の総括所見（2003 年）：

「委員会は、民法に依然として存在する差別的な法規定を廃止し、法や行政上の措置を条約に沿ったものとするを要請する。」

としているけどね。

⑤1984年拷問禁止条約
拷問禁止委員会 17条

⑥1989年子どもの権利条約
子どもの権利委員会 43条

2000年武力紛争における児童の関与に関する選択議定書
2000年児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する選択議定書

事例)「非嫡出子相続分違憲訴訟」(最高裁大法廷 1995年7月5日決定)
民法 900条 4号但書(法定相続分)

子、...が数人あるときは、各自の相続分は、相等しいものとする。

ただし、嫡出でない子の相続分は、嫡出である子の相続分の二分の一とし、...

非嫡出子とは、法律婚ではない夫婦、つまり事実婚の夫婦(婚姻届は出していないけど同棲していて、事実上結婚しているようなものである夫婦)の子供のこと。

最高裁は、法律婚の尊重の趣旨から、これを合憲とした。

「日本は法律婚という仕組みを採用しているんだから、その仕組みに乗っ取ってやりなさい。やらないとこのようナリスクが伴うよー」ということで、非嫡出子は相続分が嫡出巢よりも少なくなっているのである、ということでは合憲という判断であった。

しかしこれは、

条約2条 [差別の禁止]違反?

ではないかという話もある。

△日本政府の第1回報告に対する児童の権利委員会の総括所見(1998年):

「委員会は、嫡出でない子の相続権が嫡出子の半分となることを規定する民法 900条 4号のように、差別を明示的に許容している法律条項...を懸念する。」

△日本政府の第2回報告に対する児童の権利委員会の総括所見(2004年):

「本委員会は、立法が婚外子に対して差別していること、...に懸念を有する。

本委員会は、締約国が、婚外子に対するいかなる差別も、とりわけ、相続権、国籍をもつ権利および...『嫡出』のような差別的用語法を、立法および規則から除去するよう、その立法を改正するよう、勧告する。」

事例)「国籍法違憲訴訟」

婚姻関係にない父(日本人)・母(外国人)の間に生まれた子は、胎児認知か、又は、出生後に父母が婚姻しないかぎり、日本国籍を取得できない(国籍法3条)。

一原告は日本で生まれ育ち、出生後に認知されたが、父母が婚姻関係にないため、

日本国籍取得届が国に受理されなかった。

どんな事件かという、

国籍法3条1項違憲訴訟(こくせきほうさんじょういっこういけんそしょう)とは、フィリピン国籍の母と日本国籍を有する父との間に出生した原告らが、出生後に父から認知を受けたことを理由に法務大臣あてに国籍取得届を提出したところ、原告らが国籍法3条1項に規定する国籍取得の条件を備えていないとして、日本国籍の取得を認められなかったため、父母の婚姻及び嫡出子たることを国籍取得の要件とする同項の規定は、法の下での平等を定めた憲法14条に違反するなど主張して、国に対し、日本国籍を有することの確認を求めている裁判である。

第一審の東京地裁(2006年3月29日判決)は、国籍法3条は憲法14条1項(法の下での平等)に反するというので国籍法3条1項のうち準正要件を定める部分のみを違憲無効として、原告らが日本国籍を有することを確認した。これに対し、控訴審の東京高裁は、国籍をいかなる者に認めるかは、立法府の権限であり、裁判所が国籍法を違憲として規定に該当しない者に国籍を確認することはできないとして、憲法判断をせずに、原告らの請求を棄却した。原告らが、最高裁判所に上告したところ、2007年、大法廷に事件を回付したことから、国籍法3条1項に対して何らかの憲法判断を下すのではないかと予想される。

という感じである。

それで、これは、

条約2条 [差別の禁止]・7条[名前・国籍をもつ権利]違反?

条約2条 [差別の禁止]・7条[名前・国籍をもつ権利]違反？

と言われている。

cf.日本は、子どもの権利条約9条1項（父母からの分離を禁止する規定）に
「出入国管理法に基づく退去強制の結果として父母から分離される場合に適用される
ものではない」との解釈宣言を付している。

地域的人権条約

ヨーロッパ

1950年欧州人権条約

欧州人権裁判所

*Mazurek 事件（欧州人権裁判所、2000年2月1日）

フランス民法の婚外子相続分差別規定について、欧州人権条約14条および

欧州人権条約第一議定書1条違反とした。

これはヨーロッパ内で人権条約を結んでいるという例である。そこでフランスの民法が婚外子の相続分を差別的に規定しているのので、欧州人権裁判所はそれを違反だと言った。

欧州人権条約

第14条（差別の禁止）この条約に定める権利及び自由の享有は、性、人種、皮膚の色、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的もしくは社会的出身、国内少数者集団への所属、財産、出生または他の地位等いかなる理由による差別もなしに、保障される。

<死刑存置国への犯罪人引渡>

*Soering 事件（欧州人権裁判所、1989年7月7日）

cf. Kindler 事件（カナダ、自由権規約委員会、1993年7月30日）

Judge 事件（カナダ、自由権規約委員会、2003年10月20日）

Soering事件は、アメリカで殺人を犯したドイツ人青年がイギリスに逃亡し、アメリカが、イギリスに対して犯罪人引渡し条約に基づく引渡し請求を行ったことを発端とする。欧州人権裁判所は、全員一致で、イギリスによるこの引渡しが、引渡しの結果アメリカで申し立て人につき生起する「死刑の順番待ち現象（death row phenomenon）」によって、ヨーロッパ人権条約三条の非人道的な取扱いの禁止に抵触すると判断した。

欧州人権条約第3条

何人も、拷問または非人道的なもしくは品位を傷つける取扱いもしくは刑罰を受けない。

Kindler事件は、計画殺人の罪で有罪とされ死刑宣告を受けたKindler氏はカナダに逃亡し、そこで逮捕された。アメリカ合衆国は彼の引渡しを要求した。しかし、引き渡し条約の6条には「請求の理由とされる犯罪が請求国の法律により死刑に当たる場合において、被請求国の法律ではその罪につき死刑を規定していないときは、死刑が科せられず、又は死刑が科せられたとしても執行されないことを被請求国によって十分と認められるだけの保証を請求国がするのでない限り 引渡しは拒絶される。」とされていた。

カナダはほとんど全ての犯罪について死刑を廃止していたが、Kindler氏が死刑を執行されないとする保証を求めることなく引渡しを許可した。カナダへは不法入国していたので、法的保護には値しないということで、何らの違反も認められないとされた（1名賛成意見、5名反対意見）。

もう一つはネットには情報がなかった。でも、必要ないんじゃないかなあ。

ラテンアメリカ

1969年米州人権条約

米州人権裁判所

アフリカ

アフリカ

1981年人及び人民の権利に関するアフリカ憲章（バンジュール憲章）

1998年人及び人民の権利に関するアフリカ裁判所を設立する議定書（2004年発効）
アフリカ人権裁判所

2003年アフリカにおける女性の権利に関する議定書

イスラム

1981年世界イスラム人権宣言（イスラム評議会）

1990年イスラムにおける人権に関するカイロ宣言（イスラム会議機構）

1994年アラブ人権憲章（アラブ諸国連盟理事会）

アジアーなし

国際人権法（International Human Rights Law）

／国際人道法（International Humanitarian Law）の関係および相違

国際人権法＝人権保護のための国際法規範 予時

普遍的条約—国際人権規約（社会権規約・自由権規約）、拷問禁止条約等

地域的条約—欧州人権条約、米州人権条約、バンジュール憲章（アフリカ）

適用範囲：平時＋武力紛争時

締約国の管轄下にあるすべての個人に対して義務を負う。

◇ただし、非常事態における例外を認めつつ、非常事態においても

離脱が許されない権利を規定する条約もある。例）自由権規約、欧州人権条約

基本的には平時が適用範囲である。ただし例外もあるということ。

*国際司法裁判所「核兵器使用の合法性に関する事件」勧告的意見（1996年）

「国際人権規約自由権規約による保護は、4条に基づく非常事態における条約規定からの

離脱の場合を除いて、戦時においても効力を停止しない。生命権（自由権規約6条）

は、離脱が許されない権利である。」

ちなみに国際人権規約自由権規約4条は、「国民の生存を脅かす公の緊急事態の場合においてその緊急事態の存在が公式に宣言されているときは、この規約の締約国は、事態の緊急性が真に必要とする限度において、この規約に基づく義務に違反する措置をとることができる。ただし、その措置は、当該締約国が国際法に基づき負う他の義務に抵触してはならず、また、人種、皮膚の色、性、言語、宗教又は社会的出身のみを理由とする差別を含んではならない。」

国際人道法＝武力紛争時に適用される、人道原則によって武力紛争を規制する国際法規範

戦争法(Laws of War)、武力紛争法(Law of Armed Conflict)の内、人道に関する法

適用範囲：武力紛争時

条約：1949年ジュネーヴ諸条約

第一条約[戦地にある軍隊の傷者、病者の状態の改善に関する条約]

第二条約[海上にある軍隊の および難船者の状態の改善に関する条約]

第三条約[捕虜の待遇に関する条約]

第四条約[戦時における文民の保護に関する条約]

1977年追加議定書

国際的武力紛争の犠牲者の保護に関する第一追加議定書

非国際的武力紛争の犠牲者の保護に関する第二追加議定書

国際的武力紛争 →1949年ジュネーヴ諸条約全体 +1977年第一追加議定書

非国際的武力紛争→1949年ジュネーヴ諸条約共通3条+1977年第二追加議定書

非国際的武力紛争にみまない国内騒乱→各国際人権条約

事例) キューバ・グアンタナモ基地における米国による抑留

米国：自由権規約、拷問禁止条約、ジュネーヴ諸条約の締約国としての義務
自由権規約上の非常事態における例外は宣言されていない。

対テロ戦争の名目で、尋問・情報収集目的による無期限の抑留を行うことは国際法違反。

抑留者（アフガニスタン・タリバン兵士、アルカイダ構成員）の法的性質：

- ・ 国際的武力紛争（2002年—アフガニスタン攻撃）の過程内で捕らえられた者
→ 国際人道法の適用（「戦闘員」であればジュネーヴ捕虜条約上の「捕虜」）
- ・ 国際的武力紛争の過程外で捕らえられた者
→ 国際人権法の適用

アメリカは、彼らは違法戦闘員であるから、捕虜にはならないと主張した。

米国の立場—「違法戦闘員」

米国連邦最高裁判所は2006年6月29日 Hamdan v. Rumsfeld 事件判決で、グアンタナモ基地の抑留者を裁く「特別軍事法廷」はジュネーヴ諸条約に反すると判示した。

(i) 米州人権委員会「グアンタナモにおける抑留者」仮措置決定（2002年3月12日）

：国際人権法と国際人道法の重複適用

たとえ国際人道法の適用がない場合でも、少なくとも国際人権法上の離脱できない権利は保障される。国の管轄下にあるいかなる者も、そのおかれている状況にかかわらず、離脱できない基本的人権の法的保護を奪われることはない。

(ii) 国連人権委員会・恣意的拘禁に関する作業部会による報告書

「グアンタナモにおける抑留者の状況」（2006年2月27日）

：現状には国際人権法が適用可能である。

<米国による違反> 自由権規約7条、9条、10条1項、14条、18条
拷問禁止条約1条、3条、12条、13条、16条